

別紙4 (Ether-VPNの規定)

第1条 (本サービス規定の適用)

Ether-VPNの規定は、基本サービスとしてサービスメニューEther-VPNが提供される利用契約に対して適用されます。

第2条 (提供条件)

Ether-VPNでは、当社設備として、契約者のネットワーク内に当社の選定した回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置を設置します。

2 映像配信またはファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信は利用できません。

3 PPP認証に必要となるユーザIDおよびネットワークパスワードは当社が定め、ネットワーク接続装置の設定を行うものとし、契約者にはこれを通知しないものとします。

4 ブロードバンド・イーサ接続サービスのうち、バックアッププランについてはブロードバンド・イーサ接続サービスへ常時通信が発生しない場合にのみ適用します。

5 当社は契約者が利用しているブロードバンド・イーサ接続サービスのバックアッププランが適正に利用されているかどうかを監査することができるものとします。

6 前項において、当社がバックアッププランを利用するに適切でないと判断した場合は、契約者はバックアッププランからベーシックプランへの移行を行うものとします。

7 ブロードバンド・イーサ接続サービス及びブロードバンド・イーサ Light 接続サービスの利用契約では、併せてファイバーラインサービスを利用することができます。この場合、ファイバーラインサービスは、「ファイバーライン利用規約」に基づき提供します。

第3条 (端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、ネットワーク内ないしは契約者の設置場所に別表1 (Master's ONE 料金表-Ether-VPN-) 第1表第7に定めるところによる機器を提供いたします。

2 当該機器の設置場所については、当社が定めることとします。

第4条 (端末機器の発送・引き渡し)

当社は、契約者が申込時に指定した場所(以下「納品場所」といいます。)に当社の指定する方法により、端末機器を送付します。

2 端末機器の引き渡しは、契約者が端末機器を受領したことにより完了します。なお、端末機器の引き渡しは、本サービスの利用開始日より遅くなることがあることを契約者は承諾するものとします。

3 当社は、前項に定める引き渡し時において、端末機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて端末機器を修理又は交換します。

4 契約者が端末機器の引き渡し完了日から10日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、端末機器は正常に機能するものとみなします。

第5条 (端末機器の保証期間)

端末機器の保証期間は、利用サービスの最低利用期間と同一とします。保証期間を超過した場合、第6条で規定する修

理及び交換は全て契約者負担にて行われるものとします。

2 保証期間はサービスの最低利用期間やその他契約締結に関わらず、最大で3年となります。

3 保証期間終了前に第9条に定める機器提供終了が生じた場合、保証期間の終了日は提供終了日に繰り上がるものとします。

第6条 (端末機器の修理及び交換)

当社は保証期間内において、端末機器本来の目的に従った使用をしていたのにも係らず故障した場合には、当社負担で端末機器の修理または交換を行います。ただし、次の各号に定める故障の場合は、契約者の負担とします。

- ・ 契約者の過失による破損、及び水濡れによる故障または損傷
- ・ 落下等による故障または損傷
- ・ 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷
- ・ 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- ・ 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- ・ 故障の原因が本製品以外にある場合
- ・ 消耗部品の交換・仕様変更など

2 前項に定める契約者負担の場合の費用については、当社から発送する代替機の初期料金額を端末損害金（以下、「端末損害金」とします）とします。なお、故障機と代替機の機種が異なる場合、代替機の初期料金額を適用となります。また、リモート接続機器（SIMカード）の損害金は「モバイル接続サービス」利用規約の規定が適用されます。

3 当社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの故障した機器の送付が行われない場合は、端末機器は滅失したものとみなし、次条の定めが適用されます。

第7条 (端末機器の滅失等)

端末機器の紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合は、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとし、端末機器がある場合には、通知後、速やかに当社に端末機器を送付するものとします。当社は、当該端末機器の代替品を速やか発送いたします。当社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの機器送付が行われない場合は、当該端末機器は滅失したものとみなします。

2 契約者は、端末機器が紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失し、当社に返送できない場合には、その原因を問わず端末損害金を当社に支払うものとします。

3 端末機器が代替品に変更される場合、端末機器の電話番号・シリアルナンバー等が変更となります。変更になった情報は別途当社が定める方法により通知いたします。

4 端末機器の代替品は同一機種に限るものとします。別機種への交換は、契約者の申込に応じて、契約者負担にて行うものとします。ただし、当社の都合により代替品を同等品とした場合にはこの限りではありません。

第8条 (端末機器の返却)

サービス解約時もしくはサービス提供終了時には契約者負担にて端末機器を14日以内に当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、そのときの返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに端末機器が返却されない場合は、端末機器が滅失したものとみなし、第7条（端末機器の滅失等）第2項の規定が適用されます。

3 第1項その他の規定により端末機器の返却を求められているにもかかわらず、期日までに契約者が当社に端末機器の

返却しなかったことにより滅失とみなされた場合は、その後の当該端末機器に関する管理、処分その他すべての責任を契約者が負うものとし、当社は当該端末機器について、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

第9条（端末機器の提供の終了）

当社は、端末機器について、事前に通知することにより、その提供を終了できるものとします。

2 提供終了を通知した場合、端末機器は次のいずれかの扱いとします。

(1) 第8条に基づき、契約者は当社に端末機器の返却を行う。

(2) 当社は 端末機器を現状有姿で契約者に無償譲渡する。

(この場合、当社は譲渡対象の端末機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等その他、何ら責任を負わないものとします。)

(3) 当社が指定する新たな機種への再契約をし、新機種との交換を行う。

(契約に関わる諸費用は契約者負担となります)

3 契約者は提供終了日までいずれかを選択するものとします。なお契約者がいずれの意思表示も行わない場合、当社が上記いずれかの対応を選択できるものとします。

4 提供の終了については、当社が規定する提供終了日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第10条（責任分界点）

(1) 加入者回線を当社名義で設置した場合

(i) 契約者がネットワーク接続装置を用意する場合、契約者のネットワーク接続装置の加入者回線側接続点の直前までとなります。

(ii) 契約者がネットワーク接続装置を用意する場合は、契約者のネットワーク接続装置の加入者回線側接続点の直前までとします。

(iii) ブロードバンド・イーサ接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(iv) ブロードバンド・イーサ Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(v) ブロードバンド・イーサ ハイグレード接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(2) 加入者回線を契約者名義で設置した場合

(i) メガデータネット接続サービス契約では、東日本電信電話会社および西日本電信電話会社のメガデータネット接続サービスと当社のネットワーク接続装置との接続は当社が設置する相互接続装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は当社の相互接続装置までとします。

(ii) イーサ接続サービス契約では、契約者が設置するイーサアクセス回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置するイーサアクセス回線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される専用線の回線終端装置の直前までとします。

(iii) ブロードバンド・イーサ接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する

冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(iv) ブロードバンド・イーサ Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(v) ブロードバンド・イーサ ハイグレード接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

第 11 条（技術的事項）

契約者は、当社から通知された情報を契約者の設置するネットワーク接続装置に設定するものとします。

2 ブロードバンド・イーサ接続サービス、ブロードバンド・イーサ Light 接続サービスおよびブロードバンド・イーサハイグレード接続サービスについては、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。

3 その他技術事項は「Master' sONE サービス仕様書」の通りとします。